

# 山口市若年U J I ターン人材確保支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県外に居住する若年者の就職を促進することで、市内の中小企業等が求める優秀な人材の確保及び移住の促進を図ることを目的として交付する、山口市若年U J I ターン人材確保支援補助金（以下「補助金」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の号に掲げる用語の定義は、当該号に定めるところによる。

(1) 若年U J I ターン希望者 山口県外に1年以上居住しているおおむね20歳以上45歳未満の者で、U J I ターンにより本市への移住を目的に就職又は転職活動を行っている者をいう。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学等の卒業予定者が行う就職活動は対象外とする。

(補助金の交付対象事業者)

第3条 補助金の交付対象事業者は、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。

(1) 本市に本社又は本店を有する法人事業者又は本市に住所を有する個人事業者のうち、雇用保険法（昭和49年法律第116号）の適用を受けている事業者又は本市との間で事業所の設置に係る協定を締結した事業者

(2) 本補助金制度に係る事業者登録認定申請に基づいて本市が認定した事業者

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

(1) 若年U J I ターン希望者採用のため、県外で開催される合同企業説明会その他これに準ずる催し等（以下「合同企業説明会等」という。）に参加し、無業者、離職者、転職希望者（以下「求職者」という。）への採用活動を行う事業

(2) 若年U J I ターン希望者の採用活動をオンライン上で行う事業

(3) 若年U J I ターン希望者の採用に係る求人情報を就職情報サイトへ掲載する事業

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、別表に掲げる経費とし、第9条に定める補助金の交付申請を行う日の属する年度の3月31日までにを行った補助対象事業に要した経費とする。

(補助金額)

第6条 補助金額は、次の各号により算出した額とし、予算の範囲内で交付するものとする。

(1) 第4条第1号の補助金額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、15万円を限度とする。

(2) 第4条第2号及び同条第3号の補助金額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、10万円を限度とする。

2 前項第1号又は第2号の規定により算出して得た額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

3 補助金の同一事業者に対する交付額は、同一年度につき40万円を上限とする。

(事業者登録認定申請)

第7条 事業者が、第3条第2号の規定に基づき、補助金の登録事業者として認定を希望するときは、事業者登録認定申請書(様式第1号)及び事業者登録確認票(様式第2号)を市長に提出するものとする。

(事業者登録認定)

第8条 市長は、前条の規定による事業者登録認定申請書を受理したときは、その内容を審査し、これを認定した場合は、事業者登録認定書(様式第3号)により当該登録事業者に通知するものとする。

(交付の申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、山口市若年UJIターン人材確保支援補助金交付申請書(様式第4号。以下「交付申請書」という。)を、補助対象事業実施の前日までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定等)

第10条 市長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の可否を決定したときは、山口市若年UJIターン人材確保支援補助金交付決定通知書(様式第5号。以下「交付決定通知書」という。)又は山口市若年UJIターン人材確保支援補助金不交付決定通知書(様式第6号)により交付申請者に通知するものとする。

(実績報告等)

第11条 前条第2項の規定により交付決定通知書を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助対象事業終了後30日以内又は補助対象事業終了の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、山口市若年UJIターン人材確保支援補助金交付実績報告書(様式第7号。以下「実績報告書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、審査を受けなければならない。

(1) 第4条第1号に該当する事業

- ア 補助対象経費の明細書(様式第8号)
- イ 補助対象経費の領収書の写し
- ウ 第4条第1号に該当する事業概要が分かるもの
- エ その他市長が必要と認める書類

(2) 第4条第2号に該当する事業

- ア 補助対象経費の明細書(様式第9号)
- イ 補助対象経費の領収書の写し
- ウ 第4条第2号に該当する事業概要が分かるもの
- エ その他市長が必要と認める書類

(3) 第4条第3号に該当する事業

- ア 補助対象経費の明細書(様式第10号)
- イ 補助対象経費の領収書の写し

ウ 第4条第3号に該当する事業概要が分かるもの

エ その他市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書により、補助対象経費が交付申請書に記載した予定額より増額となっても、交付決定通知書に記載した交付金額（以下「交付決定金額」という。）は増額しないものとする。

（補助金交付確定）

第12条 市長は、前条第1項の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、交付決定金額以内で補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金の額の確定をしたときは山口市若年U J I ターン人材確保支援補助金交付確定通知書（様式第11号）により行うものとする。

（補助金の請求及び交付）

第13条 前条第2項の規定により交付確定通知書を受けた交付決定者は、30日以内に山口市若年U J I ターン人材確保支援補助金請求書（様式第12号）により市長に補助金を請求するものとする。

2 市長は、交付決定者から前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第14条 市長は、交付決定者が補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、山口市若年U J I ターン人材確保支援補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により、補助金の交付決定の全部を取り消すものとする。

（補助金の返還）

第15条 市長は、前条の規定に基づき補助金の全部の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、山口市若年U J I ターン人材確保支援補助金返還請求通知書（様式第14号）により、期限を定めて、その返還を交付決定者に請求するものとする。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象事業	補助対象経費の区分	補助対象経費
第4条第1号に規定する事業 （1）若年UJIターン希望者採用のため、県外で開催される合同企業説明会その他これに準ずる催し等（以下「合同企業説明会等」という。）に参加し、無業者、離職者、転職希望者（以下「求職者」という。）への採用活動を行う事業	参加負担金等	合同企業説明会等の主催者に対して支払った費用のうち、参加負担、会場使用、会場装飾及び備品等資材借入に係る費用とする。
	旅費	合同企業説明会等に派遣した、従業員の交通費及び宿泊費とする。ただし、1参加当たり2人分までとし、それぞれ次に定めるとおりとする。 （1）交通費 事業所所在地から合同企業説明会等の会場までの範囲で、最も合理的な経路及び方法により移動した場合の公共交通機関の運賃及び料金とする。ただし、ビジネスクラス、グリーン車等特別に付加された料金は対象外とする。 （2）宿泊費 参加に伴い宿泊が必要となった場合の宿泊費用（食事代を含む場合は、当該代金を除く。）とする。
	その他	市長が特に必要と認めた経費
第4条第2号に規定する事業 （2）若年UJIターン希望者の採用活動をオンライン上で行う事業	利用料・委託費等	オンライン面接ツールやWEB企業説明会サービスの利用料又は外部委託等に要した費用とする。
	その他	市長が特に必要と認めた経費
第4条第3号に規定する事業 （3）若年UJIターン希望者の採用に係る求人情報を就職情報サイトへ掲載する事業	掲載料	就職情報サイトの管理運営者等に対して支払った費用のうち、求人情報掲載に係る費用とする。
	その他	市長が特に必要と認めた経費

※旅費留意事項

交付申請者が定める旅費規程にかかわらず、山口市職員等の旅費に関する条例及び山口市職員等の旅費に関する条例施行規則を準用し、その額をもって補助対象経費の上限とする。